

公益財団法人中央果実協会業務方法書 新旧対照表

改正案	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業生産力増強総合対策（以下「要綱」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産省 <u>農産局長</u> (以下「<u>農産局長</u>」という。)が必要と認める業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、<u>農産局長</u>と協議の上、出資金の全部又は一部を返れいさせることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第4章 事業の実施に対する補助等</p> <p>第1節 総則</p> <p>(事業の実施に対する補助等)</p> <p>第10条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、果樹種苗増産緊急対策事業、花粉専用園地育成推進事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、<u>パインアップル</u>構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他 <u>農産局長</u>が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する者（都道府県法人又は</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業生産力増強総合対策（以下「要綱」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産省 <u>生産局長</u> (以下「<u>生産局長</u>」という。)が必要と認める業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、<u>生産局長</u>と協議の上、出資金の全部又は一部を返れいさせることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第4章 事業の実施に対する補助等</p> <p>第1節 総則</p> <p>(事業の実施に対する補助等)</p> <p>第10条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、果樹種苗増産緊急対策事業、花粉専用園地育成推進事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、<u>パインアップル</u>構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他 <u>生産局長</u>が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する者（都道府県法人又は本会が認</p>

本会が認める者に限る。) に対して補助する。

2 前項の事業を実施しようとする者は、要綱の定めるところにより、事業実施計画を本会、都道府県法人又は本会が認める者に提出するものとする。本会は、提出された計画（都道府県法人又は本会が認める者に提出されて本会に協議された事業実施計画を含む。）が、本会の事業計画に即したものであると認められるときは、農産局長と協議の上、これを承認するものとする。

3 本会は、自ら第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画について農産局長と協議するものとする。

4 (略)

第11条 (略)

第12条 本会は、事業を実施した者が、交付された補助金の扱いに関し、前条の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯した場合には、農産局長と協議の上、当該実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第13条 (略)

(事業実績の報告)

第14条 本会は、事業終了後、事業の実施者から直接又は都道府県法人等を通じて提出される事業の実績の報告及び自ら実施した事業の実績の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第15条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要綱Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要綱Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等(都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節から第6節、第8節、第14節、第8章及び第12章において「都道府県法人等」という。)とする

第16条～第24条 (略)

める者に限る。) に対して補助する。

2 前項の事業を実施しようとする者は、要綱の定めるところにより、事業実施計画を本会、都道府県法人又は本会が認める者に提出するものとする。本会は、提出された計画（都道府県法人又は本会が認める者に提出されて本会に協議された事業実施計画を含む。）が、本会の事業計画に即したものであると認められるときは、生産局長と協議の上、これを承認するものとする。

3 本会は、自ら第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画について生産局長と協議するものとする。

4 (略)

第11条 (略)

第12条 本会は、事業を実施した者が、交付された補助金の扱いに関し、前条の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯した場合には、生産局長と協議の上、当該実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第13条 (略)

(事業実績の報告)

第14条 本会は、事業終了後、事業の実施者から直接又は都道府県法人等を通じて提出される事業の実績の報告及び自ら実施した事業の実績の報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第15条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要綱Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要綱Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等(都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節から第7節、第9節、第10章及び第12章において「都道府県法人等」という。)とする

第16条～第24条 (略)

(整備事業の実施計画の手続き)

第25条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、以下によるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 本会は、前号の回答又は承認をしたときは、速やかに都道府県法人等に通知するとともに、農産局長に報告するものとする。

(8)～(12) (略)

第26条～第31条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第32条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ農産局長に報告するものとする。

なお、本会は、別途実施細則において規定する参考様式における植栽密度について、都道府県法人等からの報告をとりまとめ、当該結果を農産局長に報告するものとする。

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第33条 推進事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

第34条～第40条 (略)

(自然災害対応営農支援事業)

第41条 要綱Iの第1の1の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

2 本会は、農産局長が事業の内容等を定めた場合、事業実施計画の承認、補助金の交付及び額等について実施細則に定めるものとする。

第42条 (略)

第43条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、要綱Iの第1の1の(11)のアの規定により政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 要綱Iの第1の1の(11)のイの規定により本会が農産局長と協議して定める指標及び当該指標ごとに付与すべきポイント等については、実施細則に定めるものとする。

3～4 (略)

(整備事業の実施計画の手続き)

第25条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、以下によるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 本会は、前号の回答又は承認をしたときは、速やかに都道府県法人等に通知するとともに、生産局長に報告するものとする。

(8)～(12) (略)

第26条～第31条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第32条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ生産局長に報告するものとする。

なお、本会は、別途実施細則において規定する参考様式における植栽密度について、都道府県法人等からの報告をとりまとめ、当該結果を生産局長に報告するものとする。

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第33条 推進事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

第34条～第40条 (略)

(自然災害対応営農支援事業)

第41条 要綱Iの第1の1の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、生産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

2 本会は、生産局長が事業の内容等を定めた場合、事業実施計画の承認、補助金の交付及び額等について実施細則に定めるものとする。

第42条 (略)

第43条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、要綱Iの第1の1の(11)のアの規定により政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 要綱Iの第1の1の(11)のイの規定により本会が生産局長と協議して定める指標及び当該指標ごとに付与すべきポイント等については、実施細則に定めるものとする。

3～4 (略)

第44条～第46条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業

第47条～第53条 (略)

第54条 要綱Iの第1の2の(1)のエ又はオの取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 本会は、(6)で確認した果樹未収益期間支援事業対象者を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

第55条 (略)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

第56条～第65条 (略)

第66条～第72条 (略)

第5節 新品目・新品種導入実証等事業

第73条～第78条 (略)

第6節 優良苗木生産推進事業

第79条～第85条 (略)

第7節 果樹種苗増産緊急対策事業

第86条～第92条 (略)

第8節 花粉専用園地育成推進事業

第44条～第46条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業

第47条～第53条 (略)

第54条 要綱Iの第1の2の(1)のエ又はオの取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 本会は、(6)で確認した果樹未収益期間支援事業対象者を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第55条 (略)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

第56条～第65条 (略)

第66条～第72条 (略)

第5節 新品目・新品種導入実証等事業

第73条～第78条 (略)

第6節 優良苗木生産推進事業

第79条～第85条 (略)

第7節 果樹種苗増産緊急対策事業

第86条～第92条 (略)

第8節 花粉専用園地育成推進事業

第93条～第102条 (略)

### 第9節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第103条 (略)

2 前項の果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると農産局長が認めた果実加工業者とする。

また、果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

### 第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第104条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第105条 (略)

2 前項の補助金の補助率は、農産局長が別に定めるところによる。

3 (略)

### 第11節 果実加工需要対応産地強化事業

#### 第1款 加工専用果実生産支援事業

第106条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第107条 (略)

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要綱Ⅲの第1の1の(4)のウの表の補助率の欄の、本会が農産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 (略)

第93条～第102条 (略)

### 第9節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第103条 (略)

2 前項の果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると生産局長が認めた果実加工業者とする。

また、果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

### 第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第104条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、生産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者その他生産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第105条 (略)

2 前項の補助金の補助率は、生産局長が別に定めるところによる。

3 (略)

### 第11節 果実加工需要対応産地強化事業

#### 第1款 加工専用果実生産支援事業

第106条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第107条 (略)

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要綱Ⅲの第1の1の(4)のウの表の補助率の欄の、本会が生産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 (略)



第2款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第108条 (略)

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

第109条 (略)

第3款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第110条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第111条 (略)

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の本会が農産局長と協議して定める額については、実施細則に定めるものとする。

3 (略)

第12節 果実輸送技術実証支援事業

第112条～第113条 (略)

第13節 パインアップル構造改革特別対策事業

(事業の内容等)

第114条 パインアップル構造改革特別対策事業は、次に掲げる事業を内容とする。

(1)～(2) (略)

(3) その他パインアップルの需給改善を図る上で必要な緊急対策事業として農産局長が別に定める事業

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体その他農産局長が適当と認めた者とする。

第115条 (略)

第14節 果樹気象災害対応緊急支援事業

第2款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第108条 (略)

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

第109条 (略)

第3款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第110条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第111条 (略)

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の本会が生産局長と協議して定める額については、実施細則に定めるものとする。

3 (略)

第12節 果実輸送技術実証支援事業

第112条～第113条 (略)

第13節 パインアップル構造改革特別対策事業

(事業の内容等)

第114条 パインアップル構造改革特別対策事業は、次に掲げる事業を内容とする。

(1)～(2) (略)

(3) その他パインアップルの需給改善を図る上で必要な緊急対策事業として生産局長が別に定める事業

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体その他生産局長が適当と認めた者とする。

第115条 (略)

(新規)

(事業の内容)

第115条の2 果樹気象災害対応緊急支援事業は、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援実施要領（令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知（以下「緊急支援要領」という。）に基づき、防霜設備及び防雹設備の導入を支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第115条の3 補助対象となる取組は、自然災害による被害を防ぐために必要な被害防止施設である防霜設備（防霜ファン、スプリンクラー等）及び防雹設備（多目的防災網等）の整備とする。

2 補助金の補助率は、それぞれ設備の設置費用の1/2以内とする。ただし、自力施工する場合は資材費の1/2以内とする。

3 令和3年4月以降に発生した低温及び降雹による被害の発生以降に着手した取組で、令和3年度事業実施計画承認以前に着手したものについては、令和3年度の事業実施計画に含めて申請・承認できるものとする。

(本会が特認する支援対象者)

第115条の4 緊急支援要領第2の4の（4）の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第17条第1項で本会が認める者とする。

(事業実施計画の手続き)

第115条の5 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、緊急支援要領第3の3の果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画（以下、本節において「緊急支援事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から緊急支援事業実施計画が提出されたときは、当該計画について、第115条の8に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、緊急支援事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を都道府県法人等に提出する。

(4) 都道府県法人等は、緊急支援事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県及び本会に協議するものとする。

(5) 本会は、緊急支援事業実施計画が緊急支援要領に即していると認められる場合には速やかに協議について回答し、都道府県法人等に通知するものとする。

(6) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、緊急支援実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第115条の6 本事業の補助金交付の申請手続きは、第29条に準じて行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第115条の7 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。

- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第115条の8に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第115条の8 第115条の5(2)の事前確認及び第115条の7(2)の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 事前確認は、第34条に準じて行う。
- (2) 事後確認は、第35条に準じて行う。
- (3) 4年後及び8年後の確認は、第36条に準じて行う。

(補助金交付事務の委任)

第115条の9 支援対象者は、第115条の6及び第115条の7に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

## 第5章 果樹農業調査研究等事業

(果樹農業調査研究等事業の内容等)

第116条 本会は、果樹農業調査研究等事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

2 本会は、前項の事業を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

(事業実績の報告)

第117条 本会は、果樹農業調査研究等事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第6章 特認事業

(特認事業の内容等)

第118条 本会は、その他、国際化の急激な進展等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として農産局長が別

## 第5章 果樹農業調査研究等事業

(果樹農業調査研究等事業の内容等)

第116条 本会は、果樹農業調査研究等事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

2 本会は、前項の事業を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

(事業実績の報告)

第117条 本会は、果樹農業調査研究等事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

## 第6章 特認事業

(特認事業の内容等)

第118条 本会は、その他、国際化の急激な進展等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として生産局長が別に



に定める事業を実施することができるものとする。

(事業実績の報告)

第119条 本会は、特認事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第7章 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業

第120条 (略)

## 第8章 都道府県推進事務費

第121条 (略)

(実績の報告)

第122条 本会は、都道府県推進事務費を交付したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第9章 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業

第123条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第124条 (略)

2 前項に規定する事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領は、連携要綱第3の1及び連携要領第12の1に基づき、あらかじめ農産局長の承認を受けなければならない。

## 第10章 青果物の輸出を促進する取組の支援

第125条 (略)

## 第11章 本会の業務

(業務実施方針)

第126条 本会は、果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、農産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

第127条 (略)

定める事業を実施することができるものとする。

(事業実績の報告)

第119条 本会は、特認事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

## 第7章 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業

第120条 (略)

## 第8章 都道府県推進事務費

第121条 (略)

(実績の報告)

第122条 本会は、都道府県推進事務費を交付したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

## 第9章 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業

第123条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第124条 (略)

2 前項に規定する事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領は、連携要綱第3の1及び連携要領第12の1に基づき、あらかじめ生産局長の承認を受けなければならない。

## 第10章 青果物の輸出を促進する取組の支援

第125条 (略)

## 第11章 本会の業務

(業務実施方針)

第126条 本会は、果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、生産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

第127条 (略)

第 1 2 章 雑則

第 1 2 8 条 (略)

(農産局長への報告)

第 1 2 9 条 本会は、都道府県法人等の業務方法書の制定又は変更について受理したときは、農産局長に報告するものとする。

第 1 3 0 条～第 1 3 3 条 (略)

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱第 2 の 2 の (4) の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和 3 年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和 3 年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 3 令和 3 年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和 3 年度中に、第 1 2 次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和 3 年 1 1 月 4 日から施行する。

第 1 2 章 雑則

第 1 2 8 条 (略)

(生産局長への報告)

第 1 2 9 条 本会は、都道府県法人等の業務方法書の制定又は変更について受理したときは、生産局長に報告するものとする。

第 1 3 0 条～第 1 3 3 条 (略)